保健♥福祉

ホームページ
簡単検索
詳しくは裏表紙

ガイドブック

～高齢福祉編～

令和 7(2025)年度版

東の飛鳥
Higashi no Asuka
下野市

シモツケ
くらし
ウッテツケ

下野市ホームページ

下野市　高齢福祉課

もくじ

介護について
介護保険制度 …… 1
ねたきり老人等紙おむつ購入券の給付 …… 5
ねたきり老人等介護手当 …… 5
徘徊高齢者等あんしんサービス …… 5
介護予防と生きがいづくりについて
地域ふれあいサロン …… 6
老人クラブの活動 …… 6
しもつけ元気はつらつ体操 …… 6
介護予防出前講座（地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ活動支援事業） …… 7
ふれあいサロン …… 7
オレンジカフェ …… 8
シルバー人材センターの活動 …… 8
医療保険について
後期高齢者医療制度 …… 9
見守りについて（安否確認）
配食サービス …… 14
安否確認システムの貸与 …… 14
声かけふれあいごみ収集 …… 14
避難行動要支援者名簿への登録 …… 15
生活に役立つ支援について
あすてらすしもつけ …… 15
高齢者外出支援 …… 15
身近な相談窓口
心配ごと・悩みごと相談、法律相談 …… 16
地域包括支援センター …… 16
巻末資料
介護保険施設案内 …… 19
相談窓口一覧 …… 20

介護について

介護保険制度

４０歳以上の皆さんが保険料を負担し、介護を必要とされる方やその家族が抱えている介護の不安や負担を社会全体で支える制度です。

制度のあらまし　000656

●被保険者

第１号被保険者	６５歳以上の方
第２号被保険者	４０歳から６４歳までの医療保険に加入している方

●介護保険被保険者証

６５歳以上の方と要介護認定を受けた４０歳以上の方に交付します。

●保険料

第１号被保険者	本人と世帯の市民税課税状況や所得に応じて段階的に保険料が算定されます。
第２号被保険者	加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。

●保険料の納め方

第１号被保険者の方は、年金からの天引きによる納付となります（納付方法は選べません）。ただし、年金の年額が18万円未満の方や、年金担保貸付を利用されている方など、条件によって年金からの天引きができない方は納付書または口座振替での納付となります。

●介護保険の認定申請について

介護サービスを利用するには、その方が、常に介護が必要である状態（要介護状態）にあるか、または常に介護を必要としなくても日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）にあるかどうかの確認を受ける必要があります。

この手続きを「要介護認定」といい、介護保険サービスを利用するには、この要介護（要支援）認定を受けなければなりません。

【要介護認定申請に必要な書類】

被保険者区分	申請に必要な書類
第1号被保険者	申請書、申請者連絡票、介護被保険者証
第2号被保険者	申請書、申請者連絡票、介護被保険者証（更新等）及び健康保険証

※第２号被保険者については、事前に高齢福祉課へお問い合わせください。

認定申請後にご本人の状態を確認するため、調査員による訪問調査を行うとともに、申請書に記載された主治医に対して意見書の提出を依頼します。訪問調査の結果と主治医意見書を基にコンピュータによる一次判定を行った後、介護認定審査会で審査を行い、要介護度が決定されます。

●介護保険サービス

サービスの利用者負担は所得に応じて費用の１割から３割となります。介護保険のサービスを利用するためには、要介護認定、要支援認定またはチェックリストに該当することが必要となります。また、未納保険料があると、保険給付が減額される場合があります。

●サービスを利用するためには　000657

サービスを利用するには、ケアプラン（どのようなサービスをどのくらい利用するか）を作成する必要があります。自己作成することも可能ですが、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者に依頼することもできます。ケアプランの作成を依頼しますと、支給限度額の管理やサービス事業所との調整などを本人に代わって行ってくれます。ケアプランの作成に関する費用は、全額を保険給付として市が負担しますので、利用者負担はありません。

要介護１～５の認定を受けている方	ケアプラン作成を依頼する居宅介護支援事業者と契約し、市に居宅サービス計画作成依頼届出書を提出してください。
チェックリスト該当者及び要支援１・２の認定を受けている方	お住まいの地区を担当する地域包括支援センターと契約し、市に介護予防サービス計画作成依頼届出書を提出してください。

介護保険で利用できるサービス　002865

●介護予防・日常生活支援総合事業

　総合事業は、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を移行し、要支援1・2、チェックリスト該当者（要支援に相当する状態の者）の方に対して訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスを提供します。利用には、地域包括支援センターにて介護予防ケアマネジメント（計画を立てて調整）を行う必要があります。

●通所系サービス　001894

利用者が事業所に通って受けるサービスです。

通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等に通って、入浴・排せつ・食事等の介助、レクリエーション等による利用者同士の交流、生活等についての相談・助言、健康状態等の日常の世話と機能訓練等のサービスを日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設や病院・診療所に通って、入浴・排せつ・食事等の介助、レクリエーション等による利用者同士の交流、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーション等のサービスを日帰りで受けられます。

●短期入所系サービス　001848

短期間、施設に入所してサービスの提供を受けます。

短期入所生活介護（ショートステイ）	利用者の心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張等の理由により、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介助等日常生活上の世話と機能訓練等のサービスが受けられます。
短期入所療養介護（ショートステイ）	利用者の心身の状況や家族の病気・冠婚葬祭・出張等の理由により、介護老人保健施設等に短期間入所し、看護・医学的管理下の介助、機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話等のサービスが受けられます。

●訪問系サービス 002345

利用者がご自宅で受けられるサービスです。

訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助や、調理・洗濯・掃除等の家事、通院等のための乗車または降車の介助が受けられます。ただし、内容によっては訪問介護の対象にならないのでご注意ください。また、「通院等のための乗車または降車の介助」は要支援１・２の方は対象にはなりません。
訪問入浴介護	入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車が入浴困難な利用者の自宅を訪問し、入浴の介助を受けられます。
訪問看護	訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が利用者宅を訪問し、血圧・脈拍のチェックや床ずれ（じょくそう）の処置、経管栄養の管理等、療養上の世話や必要な診療の補助が受けられます。
訪問リハビリテーション	病院・診療所または介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問し、手先の訓練やマッサージ等の理学療法・作業療法、その他必要なリハビリテーションが受けられます。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が通所困難な利用者宅を訪問し、看護方法や口腔ケア、服薬の管理などの療養上の管理指導を行います。

●施設サービス 001271

施設に入所し、サービスの提供を受けます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	入所者に対し、入浴・排せつ・食事等の日常生活以上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。ただし、原則要介護３以上の方になります。
介護老人保健施設	入所者に対し、リハビリテーションを中心とした医療サービスや日常生活上の世話を行います。ただし、要支援１・２の方は利用できません。
介護医療院(平成30(2018)年度創設)	長期にわたり療養が必要な要介護認定者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

ねたきり老人等紙おむつ購入券の給付　001016

在宅等で常に紙おむつ・尿とりパットを使用している方に、月額３,000円分の紙おむつ購入券を給付します。

●**対象者**　市内に住所を有し、以下のいずれかを満たす方
※施設入所の方は対象外です。

①満６５歳以上で常にねたきりの状態、または重度の認知症のため介護保険の要介護２～５の認定を受け、常時紙おむつを使用している在宅及び入院している方（要介護２・３の方は、重度の認知症の方が対象）

②身体障害者手帳１・２級、または療育手帳の交付を受け、在宅等で常時紙おむつを使用している方

ねたきり老人等介護手当　001016

ねたきり高齢者及び認知症高齢者を在宅で介護している方に、月額3,000円を支給します。

●**対象者**　要介護４・５の方、または要介護２・３で重度の認知症の方と同居し、在宅で主に介護されている方　※高齢者と介護者が同住所の場合に限ります。

●**支給月**　９月（４～９月分）・３月（１０～３月分）の２回
※支給月前に現況届の提出をしていただきます

徘徊高齢者等あんしんサービス　002413

徘徊の見られる認知症高齢者及び所在が不明となる可能性がある障がい者等の居場所を早期に発見し、安全を確保するため、GPS機器の利用に係る費用の一部を助成します。また、連絡先等が分かるＱＲコード付きシール等を配付して家族介護者が安心して介護できる環境を整えます。

●**対象者**

市内に住所を有し居住する方で、同じく市内に住所を有し居住する次のいずれかに該当する方を在宅で介護されている家族の方。

・要介護又は要支援の認定を受け、認知症による徘徊等が見られる方

・所在が不明となる可能性がある障がい児・者

●**備　考**

GPS機器の利用に係る費用を一部助成します。利用者は一月当たり４４０円の利用料を負担します。また、QRコードシール等の費用は市が一部負担し、利用者は年間1,１００円（シール）／1,３２０円（アイロンプリント）のサービス利用料を負担します。

介護予防と生きがいづくりについて

地域ふれあいサロン　003362

下野市社会福祉協議会　☎43-1236

高齢者と地域住民（ボランティア等）が気軽に集まり、ふれあいを通じて、仲間づくり、生きがいづくり、健康づくりを目指して身近な場所に地域住民主体でサロンを開催しています。参加のご希望やサロンに協力したいなど、お気軽にお問い合わせください。

●対象者　概ね６５歳以上の高齢者で、食事、着替え、排泄、歩行等に介助を要しない方

●備　考　場所により、開催回数や時間等が異なります。また、サロンによっては１回につき１００円程度の参加費が必要になります。

老人クラブの活動　002412

下野市社会福祉協議会　☎43-1236

老人クラブは、教養活動や健康増進活動、社会奉仕活動を中心に会員相互の交流や地域社会との連携・交流を図る活動をしています。

概ね６０歳以上の方ならどなたでも入会できますが、お住まいの地域で加入できるクラブが異なりますので、入会希望の方は下野市社会福祉協議会までお問い合わせください。

しもつけ元気はつらつ体操　006039

地域包括支援センター

筋力やバランス能力の向上や、日常生活動作能力の維持、向上を図るための体操を行います。

また、筋力が向上することで、病気の予防にもつながります。参加を希望される方は、お住まいの地域の地域包括支援センターへお問い合わせください。

●対象者　概ね60歳以上の方で、ご自分で参加できる方

●会　場　各地域ふれあいサロンで行っています。
地域包括支援センターへお尋ねください。

●備　考　地域包括支援センターいしばし　☎51-0633
地域包括支援センターこくぶんじ　☎43-1229
地域包括支援センターみなみかわち　☎48-1177

介護予防出前講座（地域ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ活動支援事業） 006039

地域ふれあいサロンや老人クラブ等の通いの場へ、介護予防に関する専門職を派遣します。運動、お薬、食事、お口のケアなどについて学びます。皆さんの健康づくりのためにぜひご利用ください。

●内　容（以下から選択していただきます）

- 各専門職（リハビリテーション専門職、薬剤師など）による講話
- フレイル予防事業
- 筋力向上プログラム
- 認知症サポーター養成講座
- ミニ終活セミナー

●会　場　各通いの場

●参加費　無料

●備　考　案内を各通いの場の代表者へお送りします。
詳細は、高齢福祉課までお尋ねください。

ふれあいサロン 006039

生涯にわたり健康で（元気で）生きがいを持ちながら充実した生活を送るための、楽しく、明るく、ほっと出来る生きがいサロンを実施します。

対象者は65歳以上で、食事、着替え、排泄、歩行等に介助を要しない方です。

※ただし要介護認定を受けている場合は通所系サービス（デイサービス等）の利用がない方。サービス利用に該当するか、関係機関がチェックリストを用いて確認します。

※送迎あり。

●ゆうゆう

【場所】ゆうゆう館（小金井789番地）

【備考】原則、週1回（水・木・金曜日のいずれかから選択）の参加です。
別途、参加費用がかかります。

●サンクス

【場所】リビングサンクス石橋（石橋27番地）

【備考】原則、週1回（日曜日）の開催です。別途、参加費用がかかります。

オレンジカフェ（認知症カフェ） 006053

認知症の方やその家族、地域住民、専門職など、誰もが気軽に参加でき、集うことのできる場所です。

介護や認知症に関する相談をお受けすることもできますので、悩んでいる方はもちろん、興味のある方はぜひ一度足をお運びください。

●対象者　地域にお住まいの方

●備　考　参加費100円(飲み物代)

【石橋地区】

・より処グリム　グリムの館2階図書コーナー（下古山747）
　第3金曜日　午前10時から正午

・おひさま　サン薬局（文教1-19-4）
　第4水曜日　午後2時から4時

【国分寺地区】

・ゆうゆう茶屋　ゆうゆう館ゆうがお作業所（小金井789）
　第1金曜日　午前10時から正午

【南河内地区】

・しもつけ茶屋　南河内児童館１階（緑3-5-3）
　第2・４木曜日　午前10時から正午

・ひだまり　仁良川コミュニティセンター（仁良川1468）
　第1・3木曜日　午前10時から正午
　送迎付き（現時点では南河内地区のみ）

シルバー人材センターの活動 000465

下野市シルバー人材センター　☎47-1124

定年退職した方や家業を後継者に譲られた方など、何かの仕事を通じて社会に貢献したいという方々が会員となり、自分に合った仕事を引き受けて働くことができます。

市内在住の６０歳以上で働く意欲のある健康な方なら、どなたでも入会が可能です。生きがいづくりや健康づくりのため、ぜひご入会ください。

医療保険について

後期高齢者医療制度　004106

市民課　保険年金グループ　☎32-8895

後期高齢者医療制度は、７５歳以上の方と一定の障がいがあると認定された６５歳以上７５歳未満の方が加入する医療制度です。

資格・認定について

●対象者

①７５歳になった方（保険証は誕生日前に交付されます。）

②●国民年金法等における障害年金１・２級

●身体障害者手帳１級～３級及び４級の一部

●精神障害者保健福祉手帳１・２級

●療育手帳「A」

上記に該当し、加入を希望する65歳以上75歳未満の方

●自己負担割合の所得区分

負担割合	所得区分	対　象
３割負担（※）	現役並み所得者Ⅲ	住民税課税所得が690万円以上の方
	現役並み所得者Ⅱ	住民税課税所得が380万円以上690万円未満の方
	現役並み所得者Ⅰ	住民税課税所得が145万円以上380万円未満の方
２割負担	一般Ⅱ	住民税課税所得が28万円以上かつ次の要件に該当する方 ・同一世帯に被保険者が１人の場合、「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上 ・同一世帯に被保険者が2人以上いる場合、「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が320万円以上
１割負担	一般Ⅰ	低所得者Ⅰ・Ⅱ、一般Ⅱ、現役並み所得者Ⅰ～Ⅲ以外の方
	低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税で、低所得者Ⅰ以外の方
	低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、その全員の所得が0円（年金所得は８０万円控除した額。給与所得のある方は、所得税法により算出した給与所得の金額から10万円控除した額）となる世帯の方

※昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者について、総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額の合計額が210万円以下である場合は、２割負担（一般Ⅱ）又は１割負担（一般Ⅰ）となります。

　また、次の要件に該当する場合も、２割負担（一般Ⅱ）又は１割負担（一般Ⅰ）となります。

・同じ世帯に被保険者が１人の場合、被保険者の収入が383万円未満（383万円以上であっても、同じ世帯に70～74歳がいる場合、70～74歳の方との収入の合計が520万円未満）
・同じ世帯に被保険者が2人以上いる場合、被保険者の収入の合計が520万円未満

上記の条件に該当している方で、３割負担の保険証が交付されている方は、市民課保険年金グループへご連絡ください。

●限度額適用認定申請

令和６年１２月２日以降、紙の保険証の発行終了に伴い、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付はなくなりました。

マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証で限度額を確認することができます。

マイナ保険証をお持ちでない方で各認定証を希望する場合は、任意記載事項併記の申請に基づき、所得区分を記載した「資格確認書」を交付します。希望する方は、市民課保険年金グループで申請してください。

なお、資格確認書等を更新する際、令和６年度に「限度額適用認定証」もしくは「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがある方については、原則、任意記載事項を記載した資格確認書を送付します。記載がなかった場合は、市民課保険年金グループまでお問い合わせください。

●特定疾病認定申請

厚生労働省が指定する次の特定疾病であることを医療機関で証明された方に受療証を交付します。この受療証を医療機関の窓口に提示することで、自己負担限度額（月額）が10,000円になります。

・先天性血液凝固因子障害の一部
・人工透析が必要な慢性腎不全
・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

医療給付・健診事業について

●医療給付制度

①高額療養費

１か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が下記の限度額を超えた場合、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。高額療養費に該当した方には、診療月の約３か月後に、栃木県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」が届きます。

※インフルエンザ等の予防接種や入院時の食事代、差額室料等の保険が適用にならないものは対象になりません。

自己負担限度額（月額）　　（※1）

所得区分	外来＋入院 （世帯単位）
現役並み 所得者Ⅲ	252,600円＋（医療費総額-842,000円）×１％ 〈140,100円〉（※2）
現役並み 所得者Ⅱ	167,400円＋（医療費総額-558,000円）×１％ 〈93,000円〉（※2）
現役並み 所得者Ⅰ	80,100円＋（医療費総額-267,000円）×１％ 〈44,400円〉（※2）

<table>
<tr><th>所得区分</th><th>外来
（個人単位）</th><th>外来＋入院
（世帯単位）</th></tr>
<tr><td>一　般Ⅱ</td><td>6,000円＋（外来医療費総額-30,000円）×0.1
または18,000円のいずれか低い額
（※3）（※4）</td><td rowspan="2">57,600円
〈44,400円〉
（※2）</td></tr>
<tr><td>一　般Ⅰ</td><td>18,000円
（※4）</td></tr>
<tr><td>低所得者Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td></tr>
<tr><td>低所得者Ⅰ</td><td>15,000円</td></tr>
</table>

※1　外来（個人単位）を適用後、外来＋入院（世帯単位）を適用します。
※2　療養のあった月以前12か月以内に外来＋入院の限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目以降は〈　〉内の金額になります。
※3　令和７年10月以降の上限額は、18,000円になります。
※4　所得区分が一般Ⅰ・Ⅱ、又は低所得者Ⅰ・Ⅱの場合、外来の年間（毎年8月～翌年7月）上限は144,000円です。

②療養費

治療用補装具（コルセット等）・あんま・マッサージ診療等を受けた場合、申請により自己負担分を除いた額が支給されます。

③葬祭費

被保険者が亡くなられた場合、葬祭を行った方に対して、葬祭費として５万円が支給されます。

●交通事故による届出

交通事故で第三者の行為により怪我をした場合、届出により後期高齢者医療制度で診療を受けることができます。（保険証等・印鑑・事故証明書が必要です。）

●健康診査事業

一年に一度、下記のいずれかの方法で受診してください。
※重複して受診することはできません。

個別健診	下表の医療機関にお申し込みください。また、受診時には受診券と保険証等を持参してください。 ・健診期間：６月１日～翌年１月３１日
集団健診	健康増進課にお申し込みください。また、受診時には受診券と保険証等を持参してください。 ・健診期間：６月１日～翌年１月３１日
人間ドック事業	医療機関に申し込み後、受診日の前日までに市へ助成申請をしてください。 ・申込期間：４月１日～翌年１月３１日 ・検診期間：４月１日～翌年３月３１日 ・市助成金：年１回１人あたり上限２５,000円

地区	医療機関名	電　話	地区	医療機関名	電　話
南河内地区	あんずの森クリニック	32-6601	国分寺地区	海老原医院	44-0163
	グリーンタウンクリニック	44-8311		岡田医院	44-0021
	しもつけクリニック	32-6331		小金井中央病院	44-7000
	すずき内科・循環器科	40-1260		国分寺さくらクリニック	40-0203
	南河内診療所	47-1070		自治医大ステーション・ブレインクリニック	37-8721
	若草クリニック	40-0123		せいいかいﾒﾃﾞｨｶﾙｸﾘﾆｯｸOYAMA	44-8345
石橋地区	石橋総合病院	53-1134		宮澤クリニック	44-3309
	大栗内科	53-5850		駅東ラッコ整形外科クリニック　※2	44-6820
	大柳内科・眼科	51-2400			
	かくた呼吸器内科・乳腺クリニック※1	53-5665			
	佐藤内科	53-1305			
	島田クリニック	53-8000			
	新島内科クリニック	53-8820			
	ふじたクリニック	51-2727			

※1　（旧）角田内科医院
※2　（旧）山本整形外科医院

●歯科健康診査事業

　口腔機能低下の早期発見や誤嚥性肺炎等の疾病予防のため、歯科健康診査を行います。下表の医療機関にお申し込みください。また、受診時には受診券と保険証等を持参してください。

・対象者：令和６年度に７５歳の誕生日を迎えられた方
　　（昭和２４年４月１日～昭和２５年３月３１日生）
　令和６年度に８０歳の誕生日を迎えられた方
　　（昭和１９年４月１日～昭和２０年３月３１日生）
　令和６年度に８５歳の誕生日を迎えられた方
　　（昭和１４年４月１日～昭和１５年３月３１日生）

・健診期間：６月１日～翌年１月３１日

地区	医療機関名	電　話	地区	医療機関名	電　話
南河内地区	岩井歯科クリニック	40-1177	国分寺地区	おがわら歯科医院	40-5525
	さいとう歯科口腔外科クリニック	38-8290		おさの歯科医院	44-6188
	野口歯科クリニック	44-8880		五月女歯科医院	44-8241
	山本歯科医院	48-0058		ハラダ歯科医院	44-4182
石橋地区	伊沢歯科医院	53-0235		バンビキッズデンタル	21-5518
	金田歯科医院	53-7475		増山デンタルクリニック	40-8204
	さくら歯科医院	53-8888		山中歯科医院	44-0401
	どい歯科口腔外科クリニック	32-6121		ゆきこ歯科	44-6480
	とまるデンタルクリニック	38-8246			
	とみざわ歯科	39-6308			
	豊田歯科医院	53-0307			
	原田歯科医院	53-0033			
	山﨑歯科医院	53-0275			

見守りについて（安否確認）

配食サービス　001016

　昼食時に弁当を配達しながら、安否を確認することで身体・精神的負担の軽減を図ります。

●**対象者**　概ね６５歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の方で食事の調理が困難な方

●**備　考**　・利用回数は最大週３回（月・水・金曜日の昼食）で希望する曜日に配達します。市が利用料の一部を負担し、利用者は１食につき４００円を負担します。また、配達時には安否確認のため直接弁当を受け取っていただきます。

・利用する場合は緊急時の連絡先の登録が２名以上必要になります。

安否確認・緊急通報システムの貸与　001016

　ひとり暮らし高齢者等で体調等に不安を感じている方に、安否確認機能のついた緊急通報システム機器を貸与します。

●**対象者**　概ね６５歳以上のひとり暮らし高齢者の方、またはひとり暮らしの身体障がい者の方で、身体障害者手帳１・２級に該当する方

●**備　考**　設置する場合は、緊急時の連絡先の登録が２名以上必要になります。

市が利用料の一部を負担し、利用者は毎月３００円（固定電話回線使用機器）／８００円（携帯電話回線使用機器）を負担します（口座引き落とし）。

声かけふれあい収集　001505

　高齢や障がい等により、ご自身で家庭ごみを出すことが困難で、身内等の支援を受けることが難しい方に対し、週１回見守りを兼ねて家庭ごみを回収します。

●**対象者**　次のいずれかの方のみで構成される世帯の方

①65歳以上で、要介護認定を受けている方

②身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、１級または2級に該当する方

③療育手帳の交付を受け、Ａ１・Ａ２に該当する方

●**備考**　利用する場合は、緊急時の連絡先の登録が必要になります。

避難行動要支援者名簿への登録　000605

　災害時および緊急時等に迅速な判断や行動が取れない可能性があり支援が必要な方は、事前に名簿に登録することにより、日常的な安否確認や緊急時の支援を受けることができます。

●対象者　・要介護３以上の認定を受け、在宅で生活している方
　　　　　・名簿記載を希望する方
　　　　　　例）65歳以上のひとり暮らし高齢者で、災害時に自力避難が困難な方

生活に役立つ支援について

あすてらすしもつけ

下野市社会福祉協議会　☎43-1250

　認知症高齢者や障がいのある方々が安心して地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用に対する相談、情報提供・苦情処理等の援助や、日常生活に必要な金銭管理等の援助を行います。

●対象者　認知症高齢者や、障がいなどにより判断能力が十分でない方で、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安のある方

高齢者外出支援（デマンド交通利用券の交付）　000507

　通院等で交通機関を利用することが困難な75歳以上の高齢者に外出支援と社会参加の拡大を図るため、デマンド交通利用券を10枚交付します。

●対象者　下野市おでかけ号登録者で満75歳以上の方

●備　考　申請後、１～２週間で利用券を郵便でお送りします。

身近な相談窓口

心配ごと・悩みごと相談、法律相談　002498

下野市社会福祉協議会　☎43-1236

民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、行政相談委員による「心配ごと・悩みごと相談」と弁護士による「法律相談」事業です。

住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言、援助を行います。

●**対象者**　市内にお住まいの方

●**場　所**　ゆうゆう館

●**備　考**　各相談日等は、毎月の広報しもつけでご確認ください。
（法律相談は要事前予約）

地域包括支援センター　001864

介護・認知症や成年後見制度などについての相談・支援を行います。

●地域包括支援センターみなみかわち
☎48-1177　仁良川1651-1(特養にらがわの郷内)

※詳細はP17、18のチラシをご覧ください。

●地域包括支援センターいしばし
☎51-0633　下古山1174(特養いしばし内)

●地域包括支援センターこくぶんじ
☎43-1229　小金井789(ゆうゆう館内)

下野市（しもつけし）

地域包括支援センター（ちいきほうかつしえん）

高齢者に関する総合窓口です

高齢者のみなさんやそのご家族、高齢者の近所にお住まいの方も無料でご利用いただける身近な相談窓口です。
電話や来所のほか、ご自宅への訪問による相談も行っております。
困ったことや心配ごとは、まずはお住まいの地区の地域包括支援センターへご連絡ください。

受付時間:平日8:30～17:15(土日祝・年末年始除く)

※緊急時の電話相談は上記の時間外でも受け付けます。非通知設定の場合は転送されません。ご了承ください。

地域包括支援センター みなみかわち

担当地区 磯部、上川島、上坪山、上吉田、絹板、祇園、三王山、下坪山、下文狭、下吉田、田中、中川島、成田、仁良川、花田、東根、別当河原、町田、緑、本吉田、薬師寺、谷地賀

(0285)48-1177

FAX:47-1170

✉ houkatu-shimotsuke-m@blue.ocn.ne.jp

仁良川1651番地1
特別養護老人ホームにらがわの郷内

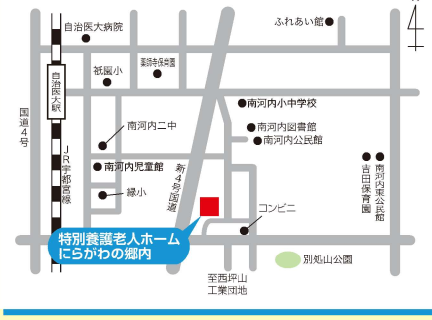

地域包括支援センター いしばし

担当地区 石橋、大松山、上古山、上台、上大領、下石橋、下古山、下大領、下長田、大光寺、中大領、橋本、花の木、東前原、文教、細谷

(0285)51-0633

FAX:53-0133

✉ houkatu-shimotsuke-i@river.ocn.ne.jp

下古山1174番地
特別養護老人ホームいしばし内

地域包括支援センター こくぶんじ

担当地区 医大前、駅東、烏ヶ森、川中子、小金井、国分寺、笹原、柴、箕輪、紫

(0285)43-1229

FAX:40-0158

✉ houkatu-shimotsuke-k@river.ocn.ne.jp

小金井789番地
ゆうゆう館内

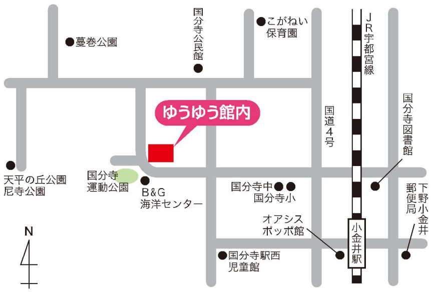

ご相談は、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師、看護師が担当いたします

詳細は裏面へ

自立して生活できるように支援します

・介護保険、及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス利用の支援をします。
・地域の福祉サービスのご紹介もしています。

- 介護予防の為の活動
- 生きがい活動の支援等
- 介護保険等の代行申請

地域全体で支えます

・高齢者のみなさんが、住みなれた地域で生活し続けることができるように、ケアマネジャーや病院、福祉サービス、関係機関等、地域と一緒に支えます。

- 市･ケアマネジャー･民生委員･ボランティア･警察･病院等との協力等
- 介護者（家族など）への支援等

みなさんの権利を守ります

・高齢者のみなさんが、住みなれた地域で、自分らしく尊厳ある生活ができるよう、支援します。

- 成年後見制度の紹介
- 高齢者虐待の相談
- 消費者被害の相談

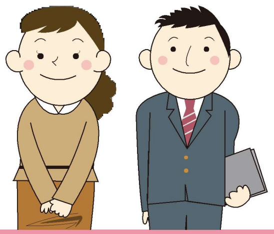

認知症の方と家族の方を支えます

・認知症の正しい知識を学ぶ教室を開催したり、認知症になっても地域で生活できるように、行政や医療機関、地域と一緒に支える仕組みを考えます。

- 認知症に関する相談
- 認知症サポーター養成講座の開催
- 認知症地域支援推進員の配置
- 認知症専門医との連携

下野市　介護保険施設案内

認知症高齢者グループホーム　いしばし［地域密着型］
＜認知症対応型共同生活介護＞　9床
上古山569－1
TEL0285－53－8866

特別養護老人ホーム　いしばし苑
＜介護老人福祉施設＞［地域密着型］29床
上古山558－8
TEL0285－51－0151

特別養護老人ホーム　煌(きらめき)
＜介護老人福祉施設＞　50床
上古山1849-1　TEL0285－39－8341

特別養護老人ホーム　いしばし
＜介護老人福祉施設＞　62床
下古山1174
TEL0285－52－1484

グループホームふれんど下野［地域密着型］
＜認知症対応型共同生活介護＞　9床
薬師寺3178－6
TEL0285－39－6366

特別養護老人ホームゆうがおの丘
＜介護老人福祉施設＞［地域密着型］
下石橋501－1　29床
TEL0285－39－6640

介護老人保健施設 お達者倶楽部
＜介護老人保健施設＞　90床
薬師寺2472－5
TEL0285－47－1090

介護付有料老人ホーム新(あらた)
＜特定施設＞　50床
小金井2290－1
TEL0285－39－7230

特別養護老人ホーム　天寿荘
＜介護老人福祉施設＞　58床
薬師寺1131－10
TEL0285－48－5588

特別養護老人ホーム　みのわ
＜介護老人福祉施設＞［地域密着型］
箕輪441－1　29床
TEL0285－38－7713

特別養護老人ホーム　まほろばの里
＜介護老人福祉施設＞　50床
箕輪441－1
TEL0285－44－5155

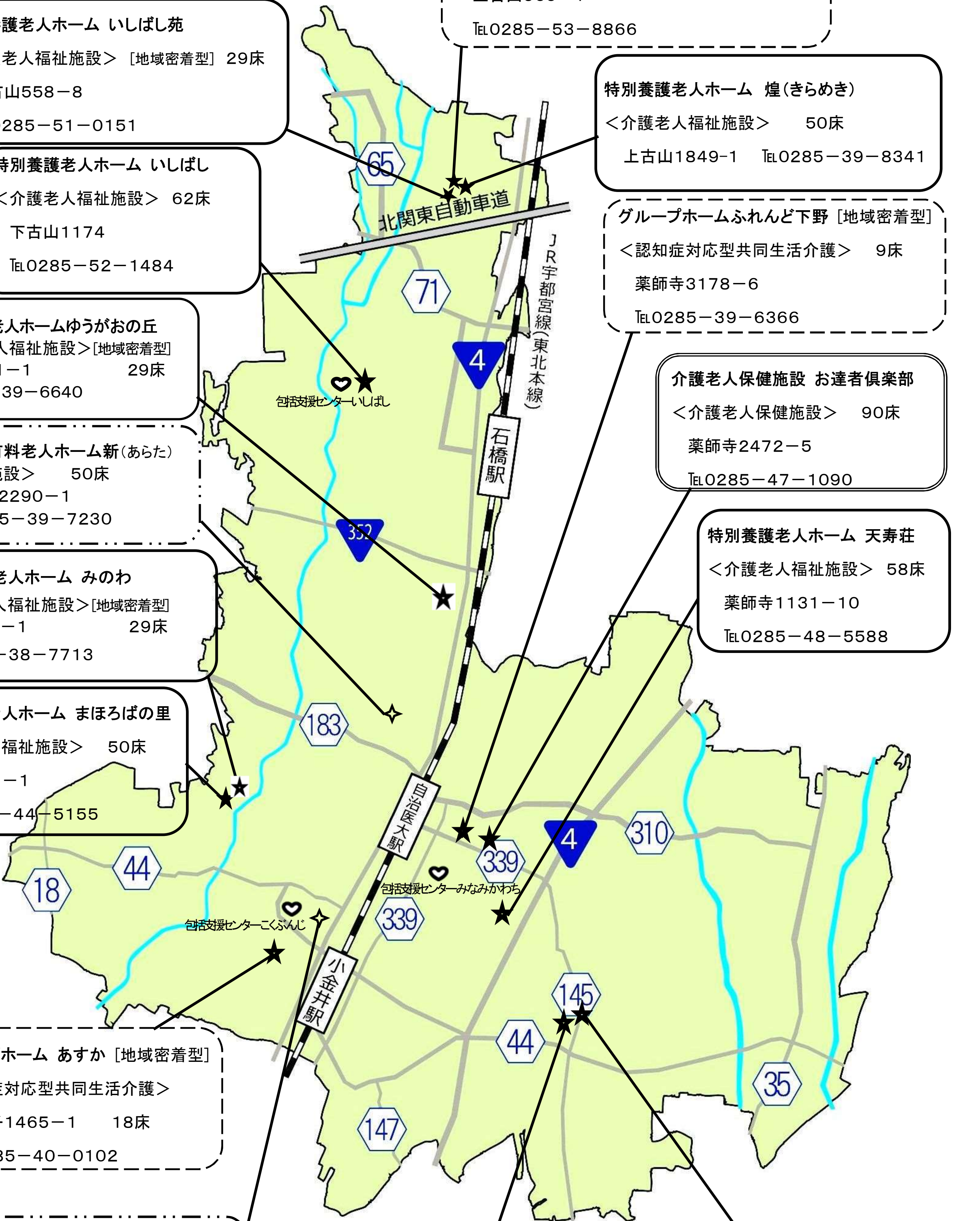

グループホーム　あすか［地域密着型］
＜認知症対応型共同生活介護＞
川中子1465－1　18床
TEL0285－40－0102

介護付高齢者住宅　ぬくもり
＜特定施設＞　50床
小金井1－14－3
TEL0285－40－7770

特別養護老人ホーム　にらがわの郷
＜介護老人福祉施設＞　50床
仁良川1651－1
TEL0285－47－1171

グループホーム　仁良川苑［地域密着型］
＜認知症対応型共同生活介護＞　9床
仁良川1442
TEL0285－47－0022

相談窓口一覧

機関・窓口	問い合わせ先	相談日時	相談受付内容等
地域包括支援センター みなみかわち	0285-48-1177	月曜日～金曜日 午前８時30分～午後５時15分 （祝祭日・年末年始は除く）	介護・認知症や成年後見制度のことなど高齢者や家族介護者の相談・支援を行います。
地域包括支援センター いしばし	0285-51-0633		
地域包括支援センター こくぶんじ	0285-43-1229		
下野市成年後見サポートセンター（社会福祉協議会）	0285-43-1236	月曜日～金曜日 午前８時30分～午後５時15分 （祝祭日・年末年始は除く）	成年後見制度にかかわる総合的な相談やすでに後見人等を受任されている方の支援活動に関する相談を受け付けています。
福祉まるごと相談窓口	0285-32-7087	月曜日～金曜日 午前８時30分～午後５時15分 （祝祭日・年末年始は除く）	どこに相談したら良いか分からない福祉に関する困りごとを受けとめ、様々な分野の相談支援機関と連携しながら、課題解決に向けてお手伝いします。
消費生活センター	0285-44-4883	月曜日～金曜日 午前９時～正午 午後１時～午後５時 （祝祭日・年末年始は除く）	訪問販売や電話勧誘販売等による契約のトラブルなど、消費生活に関する様々な問題について相談を受け付けています。

機関・窓口	問い合わせ先	相談日時	相談受付内容等
県南健康福祉センター	0285-22-1509	月曜日～金曜日午前８時 30 分～午後５時 15 分（祝祭日・年末年始は除く）	栄養・難病に関することについて相談を受け付けています。
障がい児者相談支援センター	0285-37-9970	月曜日～金曜日午前９時～午後５時（祝祭日・年末年始は除く）	障がい者手帳の有無に関わらず、下野市にお住まいの障がいのある方やそのご家族等の生活を支援しています。
介護サービスに関わる苦情相談窓口（栃木県国民健康保険団体連合会）	028-643-2220	月曜日～金曜日午前９時～午後５時（祝祭日・年末年始は除く）	介護サービスに関する利用者等からの苦情等に適切に対応する体制を整え、苦情等解決に努めています。
認知症の方と家族のための電話相談窓口	028-627-1122	月曜日～金曜日午後１時 30 分～午後４時（祝祭日・年末年始は除く）	実際に認知症の方を介護した経験を持つ「（公社）認知症の人と家族の会栃木県支部」の相談員が、電話相談を受け付けています。
シルバー110 番（警察）	028-627-4680	毎日 24 時間	高齢者の犯罪被害防止等と日常生活の安全に関する相談を受け付けています。

市のホームページを簡単に検索

各制度に表示している６ケタの数字 🔍123456、下野市のホームページの検索バーに入力し検索すると、簡単に検索することができます。

【例】「介護保険制度のあらまし」のページを検索するとき(1ページ)

制度のあらまし 🔍000656

ホームページの検索バーに「000656」と入力し「検索」ボタンをクリックします。

保健❤福祉ガイドブック

Health and welfare guidebook

～高齢福祉編～

令和7(2025)年度版

問い合わせ先

〒329-0492　下野市笹原26番地

下野市健康福祉部高齢福祉課

TEL：32-8904　FAX：32-8602